

第5章 障害児支援の見込量の推計と確保の方策

1. 障害児福祉サービス

【サービス内容】

事業項目	事業内容
児童発達支援	身体障害や知的障害、精神に障害のある未就学児（発達障害児を含む）を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立の促進と放課後の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所や集団生活を営む施設に通う発達障害児その他気になる児童を対象に、障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士等が訪問し、本人や施設スタッフに対し専門的な支援を行います。
㊦ 居宅訪問型児童発達支援	医療の提供が必要な障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害児を対象に、支給決定を行う際に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

【見込量の考え方】

- 障害児福祉サービスの需要の増加を見込んでいます。
- 保育所等訪問支援と居宅訪問型児童発達支援については、児童発達支援センターを平成 32 年度に設置する予定としていることから、平成 32 年度からの利用を見込んでいます。

【計画期間の見込量】

		単位	見込	推計		
			平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	実利用者数	人	20	25	30	35
	利用量	人日/月	220	300	360	420
放課後等デイサービス	実利用者数	人	140	160	180	200
	利用量	人日/月	1,500	1,840	2,070	2,300
保育所等訪問支援	実利用者数	人	0	0	0	5
	利用量	人日/月	0	0	0	5
⑨ 居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	人		0	0	2
	利用量	人日/月		0	0	8
障害児相談支援	実利用者数	人	160	185	210	242

【確保の方策】

- 国が示すガイドラインに沿って適切にサービスが提供されるよう、県と連携し、事業所への指導等を強化していきます。
- 支援が必要な児童生徒の状況把握に努め、家族等の理解を得ながら、適切な療育につなげます。

2. 子ども・子育て支援等における体制整備

障害児福祉計画では、障害等の早期発見に努めていくとともに、就園や就学等で支援が途切れることがないように、切れ目のない支援体制の構築のため、子育てや教育分野との連携を図っていきます。また、地域の中核的な支援施設として、児童発達支援センターの設置を進めていきます。

本市が策定した、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を総合的に推進するための「石巻市子ども未来プラン（平成27年度～平成31年度）」では、「発達支援・療育体制の充実」として、以下の事業に取り組んでいます。

（1）障害に対する理解と専門的知識の習得支援

【主な実施事業】

事業名	事業概要
障害等に関する研修実施及び参加促進	幼稚園教諭・保育士や放課後児童クラブの指導員等を対象に、障害に対する理解や知識の習得を図るための研修を実施するとともに、外部研修の受講を促進する。

（2）障害等の早期発見・早期対応の促進

【主な実施事業】

事業名	事業概要
妊婦健康診査費助成事業	妊婦健診の費用を助成することにより、積極的な受診、妊娠時の異常の早期発見、早期治療等を促進するとともに、妊婦の保健管理の向上を図る。
乳児一般健康診査事業	乳児の疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、乳児の保健管理の向上を図る。
就学前ことばの教室の運営事業	言語の障害を早期に発見し、適切な矯正支援を行う。
発達相談事業	臨床心理士等専門スタッフによる発達（療育）相談・訓練を実施することにより、障害の早期発見、早期療育を図る。
母と子の遊びの広場（たんぼぼ広場）事業（1歳6か月健診の事後フォロー事業）	1歳6か月児健診の中で、発達面の経過観察や親の関わり方などにおいて支援が必要と思われる親子を対象に、集団遊びの中で、ことばや体、手を使い刺激をしていくことで発達を促しながら、問題を明らかにする形で発達支援を行う（1歳6か月健診の事後フォロー事業）。

(3) 障害児保育、特別支援教育等の充実

【主な実施事業】

事業名	事業概要
障害児保育事業	障害のある子どももいない子どもも、同じ地域社会の中で共に育ち学んでいけるよう、障害児を受け入れる保育施設を拡充するとともに、相談及び支援体制の充実を図る。
かもめ学園管理事業	心身障害児に対して障害の克服に必要な機能訓練及び生活指導を行い、これらの子どもの療育に資するとともに、子どもの健全な育成等を図る。
放課後等ディサービス	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立促進と放課後の居場所づくりを推進する。
日中一時支援事業	施設等において、知的障害者や障害児の見守りなどの一時預かりや社会適応のための日常的訓練を行う。
特別支援教育支援員の配置	小・中学校において障害のある児童生徒に対し、食事、排せつ、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助や発達障害の児童生徒に対し学習活動上のサポートを行う。

(4) 発達支援事業の推進と児童相談所をはじめとする関係機関との連携強化

【主な実施事業】

事業名	事業概要
児童発達支援事業	障害児及び発達障害等（18歳未満）並びにその保護者やその家族に対し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与等の訓練、支援相談等を行い、児童発達支援事業所への援助・助言を行う。